

三重県総合文化センター条例（平成6年三重県条例第5号）

平成18年6月30日一部改正

（設置）

第一条 県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の促進に寄与するため、三重県総合文化センターを津市に設置する。

2 三重県総合文化センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 三重県文化会館
- 二 三重県生涯学習センター
- 三 三重県男女共同参画センター
- 四 三重県立図書館

（事業）

第二条 三重県総合文化センターで行う事業は、別表第一のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第三条 三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事及び教育委員会（以下「知事等」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事、出納長並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 別表第一に規定する事業のうち三重県立図書館に係るものを除く事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備並びに備品（以下「センターの施設等」という。）の利用の許可等に関する業務
- 三 第十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務のうち知事又は教育委員会のみの特権に属するものを除く業務

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事等が別に定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

- 一 センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事等が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第六条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事等は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができると認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(指定等の告示)

第七条 知事等は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 前条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第八条 知事等は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 センターの管理に関する事項

二 次条に規定する事業報告書に関する事項

三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況

二 第十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績

三 センターの管理の業務に係る経費の収支状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十条 知事又は教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事等による管理)

第十一条 知事等は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により知事等が管理の業務を行うときは、知事は、別表第三に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第十九条から第二十一条まで及び別表第三の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(開館時間等)

第十二条 センターの開館時間は、午前九時から午後七時までとする。

2 センターの施設等の利用時間は、別表第二のとおりとする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、開館時間

及び利用時間を変更することができる。

(休館日)

第十三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(利用の許可)

第十四条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの施設等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等に対する指示)

第十六条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

(利用の制限等)

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第十八条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込を取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事又は教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(手数料)

第二十五条 三重県立図書館において、マイクロフィルム複写を必要とする者は、一枚につき五十円の手料金を納めなければならない。

(他の条例との関係)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一(第二条関係)

施設	事業
三重県文化会館	一 音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の振興に必要な事業を行うこと。 二 ホール、ギャラリー等を利用に供すること。 三 その他文化芸術の振興に関する事業を行うこと。
三重県生涯学習センター	一 生涯学習に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。 二 生涯学習に関する調査研究、指導者の研修、講座の開設等を行うこと。 三 視聴覚教育に関する機器及び教材を整備し、利用に供すること。 四 研修室、視聴覚室等を利用に供すること。 五 その他生涯学習の振興に関する事業を行うこと。
三重県男女	一 男女共同参画に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。

共同参画センター	二 男女共同参画に関する学習、研修等を行うこと。 三 男女共同参画に関する調査研究を行うこと。 四 セミナー室、多目的ホール等を利用に供すること。 五 その他男女共同参画の促進を図るために必要な事業を行うこと。
三重県立図書館	一 図書、記録その他必要な資料及び情報を収集し、整理し、及び保存して、一般の利用に供すること。 二 市町立図書館等に対し、図書館運営等に係る援助を行うこと。 三 市町立図書館等との間にネットワークを構築し、資料及び情報の提供等を行うこと。 四 図書館サービスに関する調査研究を行うこと。 五 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
センター共通部分	飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及びこれらに必要な場所を利用に供すること。

別表第二（第十二条関係）

施設	区分	利用時間
三重県文化会館	ホール リハーサル室 楽屋	午前九時から午後十時まで
	ギャラリー レセプションルーム 会議室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後七時まで
三重県生涯学習センター	視聴覚室 研修室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで
三重県男女共同参画センター	多目的ホール 特別会議室 セミナー室 生活工房 和室 茶室 フィットネスルーム	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで

別表第三（第十八条関係）

一 三重県文化会館のホール、リハーサル室及び楽屋

区分		金額（円）				
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午 後10時まで		
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	73,390	110,080	146,790
			一部使用（客席のうち一階部分のみを使用することをいう。以下同じ。）のとき	45,860	68,490	91,740
			その他のとき	48,920	73,390	97,860
	平日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	97,860	146,790	195,720
			一部使用のとき	61,160	91,740	122,320
			その他のとき	73,390	110,080	146,790
			一部使用のとき	45,860	68,490	91,740
	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		122,320	183,490	244,650	

		一部使用のとき	75,840	113,760	151,680	
	入場料の額が5,001円以上の場合		146,790	220,180	293,590	
		一部使用のとき	91,740	137,610	183,490	
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	91,740	137,610	183,490	
		一部使用のとき	56,880	85,000	113,760	
		その他のとき	61,160	91,740	122,320	
		一部使用のとき	37,920	56,880	75,840	
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	122,320	183,490	244,650	
		一部使用のとき	75,840	113,760	151,680	
		その他のとき	91,740	137,610	183,490	
		一部使用のとき	56,880	85,000	113,760	
	入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		152,900	229,360	305,820	
		一部使用のとき	94,800	141,900	189,600	
	入場料の額が5,001円以上の場合		183,490	275,230	366,980	
		一部使用のとき	113,760	170,640	227,530	
中ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合				
			営利又は宣伝を目的とする催物のとき	36,690	55,040	73,390
			その他のとき	24,450	36,690	48,920
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	48,920	73,390	97,860
			その他のとき	36,690	55,040	73,390
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		61,160	91,740	122,320
		入場料の額が5,001円以上の場合		73,390	110,080	146,790
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	45,860	69,720	91,740
			その他のとき	30,570	46,470	61,160
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	61,160	92,960	122,320
		その他のとき	45,860	69,720	91,740	

		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		76,450	116,200	152,900	
		入場料の額が5,001円以上の場合		91,740	139,450	183,490	
小ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	11,000	16,510	22,000	
			その他のとき	7,330	11,000	14,670	
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	14,670	22,000	29,350	
			その他のとき	11,000	16,510	22,000	
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合			18,340	27,510	36,690
		入場料の額が5,001円以上の場合			22,000	33,020	44,020
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	12,840	20,180	27,510	
			その他のとき	8,550	13,450	18,340	
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	17,120	26,900	36,690	
			その他のとき	12,840	20,180	27,510	
入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合			21,390	33,630	45,860		
入場料の額が5,001円以上の場合			25,680	40,360	55,040		
第1リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		9,780	14,670	19,570	
		その他の場合		4,880	7,330	9,780	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		12,220	18,340	24,450	
		その他の場合		6,100	9,160	12,220	
第2リハ	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		7,330	11,000	14,670	
		その他の場合		3,660	5,490	7,330	
	土曜日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		8,550	13,450	18,340	

一 サ ル 室	日、 日曜 日及 び休 日	その他の場合	4,270	6,720	9,160
楽屋1及び楽屋2			2,430	3,660	4,880
楽屋3から楽屋8まで			850	1,210	1,700
楽屋9			2,070	3,040	4,150
楽屋10			1,460	2,190	2,920
楽屋11			850	1,210	1,700
楽屋12及び楽屋13			2,430	3,660	4,880
楽屋14から楽屋18まで			850	1,210	1,700
楽屋19			480	730	970
楽屋20			1,580	2,430	3,180
楽屋21及び楽屋22			850	1,210	1,700
楽屋23			580	870	1,170

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分				金額(円)		
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午 後9時まで
第1 ギャ ラリー	平日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物 の場合	51,370	66,040	66,040
			その他の場合	17,120	22,000	22,000
		2分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物 の場合	25,680	33,020	33,020
			その他の場合	8,550	11,000	11,000
	土曜 日、 日曜 日及 び休 日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物 の場合	62,380	78,900	78,900
			その他の場合	20,790	26,290	26,290
		2分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物 の場合	31,180	40,360	40,360
			その他の場合	10,390	13,450	13,450
第2 ギャ ラリー	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		36,690	45,860	45,860
		その他の場合		12,220	15,280	15,280
	土曜 日、 日曜 日及 び休 日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		44,020	55,040	55,040
		その他の場合		14,670	18,340	18,340
レセ プシ ョ ン ル ーム	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		68,490	88,060	88,060
		その他の場合		34,240	44,020	44,020
	土曜 日、 日曜 日及 び休 日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		80,730	106,410	106,410
		その他の場合		40,360	53,200	53,200
大 会 議 室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			29,350	34,240	34,240
	その他の場合			14,670	17,120	17,120

中会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	9,280	11,000	11,000
	その他の場合	4,640	5,490	5,490
小会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	5,370	5,860	5,860
	その他の場合	2,680	2,920	2,920

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 三重県生涯学習センター

区分		金額（円）		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午 後9時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	16,140	18,820	18,820
	その他の場合	8,060	9,400	9,400
大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	13,200	15,400	15,400
	その他の場合	6,600	7,700	7,700
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	6,840	7,820	7,820
	その他の場合	3,420	3,910	3,910
4階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,390	5,370	5,370
	その他の場合	2,190	2,680	2,680
2階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,390	5,370	5,370
	その他の場合	2,190	2,680	2,680

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

四 三重県男女共同参画センター

区分				金額（円）		
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午 後9時まで
多 目 的 ホ ー ル	平日	入場料を徴収しない場 合及び入場料の額が 1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	11,000	16,510	16,510
			その他のとき	7,330	11,000	11,000
		入場料の額が1,001円 以上3,000円以下の場 合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	14,670	22,000	22,000
			その他のとき	11,000	16,510	16,510
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		18,340	27,510	27,510
		入場料の額が5,001円以上の場合		22,000	33,020	33,020
	土 曜 日、 日 曜 日 及 び 休 日	入場料を徴収しない場 合及び入場料の額が 1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	12,840	20,180	20,180
			その他のとき	8,550	13,450	13,450
		入場料の額が1,001円 以上3,000円以下の場 合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	17,120	26,900	26,900
			その他のとき	12,840	20,180	20,180
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		21,390	33,630	33,630
		入場料の額が5,001円以上の場合		25,680	40,360	40,360
特 別 会 議 室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		10,760	13,200	13,200	
	その他の場合		5,370	6,600	6,600	
セ ミ	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		10,510	12,460	12,460	

ナ ー 室 A	その他の場合		5,250	6,220	6,220
セ ミ ナ ー 室 B	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,880	5,610	5,610
	その他の場合		2,430	2,800	2,800
セ ミ ナ ー 室 C	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		10,510	12,460	12,460
	その他の場合		5,250	6,220	6,220
生 活 工 房	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	12,960	14,910	14,910
		その他の場合	6,480	7,450	7,450
	3分の2使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	8,790	10,270	10,270
		その他の場合	4,390	5,130	5,130
	3分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,390	5,130	5,130
		その他の場合	2,190	2,560	2,560
和 室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,150	4,880	4,880
	その他の場合		2,070	2,430	2,430
茶 室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		15,900	18,340	18,340
	その他の場合		7,940	9,160	9,160
フ ィ ッ ト ネ ス ル ー ム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		5,610	6,360	6,360
	その他の場合		2,800	3,180	3,180

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額の額を合算した額とする。
- 三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区 分	1年間の金額（円）
レストラン（事務室及びロッカーを含む。）	3,653,240
売店	304,770
その他の場所（1平方メートル当たり）	38,500

備考

- 一 その他の場所については、利用する面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。
- 二 金額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

六 全各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所

1平方メートル（1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。）当たり1年間38,500円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

七 センターの附属設備及び備品

1点又は1式につき45,000円